

福岡市市民スポーツ・レクリエーション事業に関する後援要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民局スポーツ推進部（以下「スポーツ推進部」という。）における市民のスポーツ・レクリエーションの普及，振興に関する事業に対する，福岡市（以下「本市」という。）の名義後援の事務の取扱いについて，必要な事項を定めるものとする。

(申請手続)

第2条 スポーツ推進部スポーツ推進課長（以下「スポーツ推進課長」という。）は，本市の名義後援の申請については，名義後援を申請しようとする事業の主催者又は主管者（以下「主催者等」という。）から申請書（様式第1号）を提出させるものとする。

2 スポーツ推進課長は，申請書に加えて，主催者等から次に掲げる書類その他スポーツ推進課長が必要と認める書類を提出させるものとする。ただし，スポーツ推進課長がその必要がないと認めるときは，省略することができる。

(1) 主催者等に関する書類として次に掲げるもの

- ア 定款，規約，会則その他これに類するもので，主催者等の組織活動の根本規則
- イ 主催者等及び事業関係者の名簿
- ウ 活動内容に関する資料

(2) 事業の内容を明らかにする書類として次に掲げるもの

- ア 事業の企画書，大会要項
- イ 収支予算書（一般の参加者から参加料を徴収する場合，協賛金がある場合，株式会社が主催する場合に限る。）
- ウ 講演を行う場合は，その内容が分かるもの
- エ 募集に係る広報物等

3 スポーツ推進課長は，申請書の記載事項に不備があるとき又は主催者等から必要な書類が提出されていないときは，補正依頼書（様式第2号）により，相当の期間を定めて，その補正を命じることができる。

4 スポーツ推進課長は，主催者等が前項の規定による補正に応じないときは，名義後援の申請について却下することができる。却下の決定を行ったときは，主催者等に対して却下通知書（様式第3号）により速やかに通知するものとする。

5 スポーツ推進課長は，当該申請に係る主催者等が第5条第2項本文又は第3項の規定により名義後援を承諾しないこととされた者である場合にあっては，同条第4項に規定する期間内においては，第3項及び前項の規定にかかわらず，これらの規定による補正の命令及び申請の却下をすることなく名義後援を承諾しないことができる。

(承諾の基準)

第3条 スポーツ推進課長は，申請書及び前条第2項の書類の提出を受けた時は，次に掲げる要件のいずれにも該当すると認めるときに，名義後援を承諾するものとする。

(1) 主催者等（ウにあっては，主催者等（当該主催者が団体である場合に限る。）の役員等を含む。）が，次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

ア 事業遂行能力があること。ただし、事業が複数の主催者による共催であるときは、当該複数の主催者を一の主催者とみなすこととする。

イ 特定の政党その他の政治的団体又は宗教団体（名義後援を承諾しても本市が特定の政党その他の政治的団体又は宗教団体を支持し、又は振興していると認められない場合を除く。）でないこと。

ウ 福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。

エ 本市のいずれかの所属において、名義後援を承諾しないとの措置を受けている期間中のものでないこと。

オ その他名義後援することが適当でない認められるものでないこと。

(2) 事業の内容が、次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

ア スポーツ推進部の所管業務の行政目的及び施策に合致していること。

イ 広く市民を対象としており、かつ、市内で行われること。ただし、後援することが適当と認められる場合は、この限りでない。

ウ 専ら営利・商用宣伝（直接営利を目的としていなくても、入場料、スポンサー料等を徴収し、営利が見込まれるものもこれに該当する。）を目的とせず、かつ、参加料負担があるときはその額が適切な範囲内であること。ただし、後援することが適当と認められる場合は、この限りでない。

エ 特定の政党その他の政治的団体又は宗教を支持し、又はこれに反対する等の活動でないこと。

オ 政治的な立場等、特定の主義主張に立脚しており、かつ、本市が名義後援を承諾することにより行政の中立性を損なうおそれがあると判断されるものでないこと。

カ 法令及び公序良俗に反していないこと。

キ その他名義後援を承諾すべきでない特段の事情がないこと。

(通知)

第4条 スポーツ推進課長は、名義後援の申請について、承諾又は不承諾の決定を行ったときは、主催者等に対して決定通知書（様式第4号又は様式第5号）により速やかに通知するものとする。

2 スポーツ推進課長は、名義後援の承諾を決定するに際し、次に掲げる条件を付することがある。

(1) 主催者等は、事業計画を変更する場合は、直ちに届け出ること。

(2) 主催者等は、事業の終了後において、実施報告書、収支決算書等、事業の実績に関する書類を求めたときは、速やかに提出すること。

(承諾の取消し)

第5条 スポーツ推進課長は、前条第1項の規定により名義後援の承諾の通知を行った後（事業終了後を含む。）において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該承諾を取り消すことができる。取消しの決定を行ったときは、主催者等に対して取消通知書（様式第6号）により速やかに通知するものとする。

(1) 主催者等又は事業の内容が第3条第1号又は第2号に掲げる要件に該当しないことが判明したとき。

(2) 申請の内容が事実とは異なることが判明したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、名義後援を承諾することが適当でない認められる事実が判明し

たとき。

- 2 主催者等の責めに帰すべき事由により前項の規定による取消しを行ったとき（主催者等による名義後援の申請の取下げ又は事業計画の変更の届出により取消しを行った場合を除く。）は、当該取消しに係る主催者等については、当該取消しの日以後の名義後援を承諾しないこととする。ただし、スポーツ推進課長が特に必要と認める場合は、この限りでない。
- 3 名義後援の承諾を得ていないにもかかわらず無断で福岡市の名義を使用した者については、速やかに名義の使用を止めさせるとともに、当該実施の事実が判明した日以後の名義後援を承諾しないこととする。
- 4 第2項本文又は前項の規定により名義後援を承諾しない期間は、原則として第1項の規定により名義後援の承諾を取り消した日又は実施の事実が判明した日から3年間とする。

（委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか、名義後援の事務の取扱いに関し必要な事項は、スポーツ推進課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。